

外務省員による教育機関における講演の実施について (海外における留学生の安全対策)

外務省領事局海外邦人安全課

外務省職員による講演を希望される場合には、以下の点にご留意いただき、事前に内容を当課担当者までご相談の上、講演予定日の1か月前までに「講師派遣依頼書」を当課担当者宛てにお送りください。

1. 講演の内容は、「海外における留学生の安全対策」が基本となりますが、その他具体的なテーマをご希望の場合には、1か月前までにご相談ください。
2. 学生を対象とした講演の実施は、聴講者50人以上とさせていただきます。なお、教職員、役員等を対象とした講演につきましては、お問い合わせください。
3. 講演の録音・録画及び聴講者以外への講演資料の無断でのコピー、転用はご遠慮ください。
4. パワーポイントなどの資料の事前送付が必要な場合、あらかじめ送付期限をお知らせください。なお、当省作成パワーポイントは、Windowsにて作成しておりますので、講演にて他OS搭載パソコンを使用する場合には、コンバートをお願いいたします。
5. 講演に対する謝礼は頂いておりませんが、東京駅から講演会場までの往復の交通費（列車乗車券、タクシー乗車運賃、航空券等）につきましては、ご負担いただきますようお願いいたします。ただし、東京近郊（最寄駅が東京駅から50km未満）の場合には交通費をご負担いただく必要はありません。
6. 講演時間により宿泊が必要となる場合には、宿泊費のご負担もお願いいたします。
7. 業務上の都合により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
8. その他、ご不明点に関しましては、以下の担当までお問い合わせください。

担 当：外務省 領事局 海外邦人安全課 総務班

ryouan@mofa.go.jp

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

TEL：03-3580-3311（内線 5143）

03-5501-8160（直通）

（了）